

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2019-05

ハイライト：

特許取消申立て、安定した定着で利用が活発に	1
特許法院2019. 2. 19. 宣告2018NA1220の判決 [特許権侵害差止など]	2
外観が異なっても発音が同じなら先登録された商標を保護[判決]	3
特許の平均寿命11.1年、最近10年間で1.4年増加	4
微細粉塵測定技術の特許出願、10年間で12倍に急増	5
化学研の研究陣、グラフェン商用化を早める製造工程技術を開発	6



特許取消申立て、安定した定着で利用が活発に

—瑕疵のある特許の早期取消しで特許紛争を予防

特許審判院は2017年3月に導入された特許取消申立て制度が安定的に定着し、活発に利用されていると発表した。

特許取消申立ては、特許登録後も6ヵ月以内に証拠資料のみを提出すれば、審判官が特許を再検討するという制度だ。従来は3ヵ月以内まで可能であったが、2017年から6ヵ月まで延長された。

これは、登録初期に、誰もが瑕疵のある特許の取

消申立てを可能とし、将来生じ得る不要な特許訴訟などの紛争を予防するための措置だ。

2017年3月から今年2月までの特許取消申立ては、計278件(導入1年目(2017.3~2018.2)134件、2年目(2018.3~2019.2)144件)であった。

現在までに処理された103件のうち、25件(24%)は特許取消しとなり、残りは特許が維持されて、紛争を予防する効果を示している。

また、特許取消しとなった25件のうち、3件のみ不服として特許法院に係属中であり、特許審判院の判断に対する当事者の受容度が高いことが分かった。

特許無効審判で、請求人は最初の審判請求書だけでなく、相手の主張を反駁する意見書を幾度も提出しなければならないため負担が大きかったが、特許取消申立てでは、申立人が最初に一度だけ提出すればよい。

特異なことに、誰でも申請できるため、企業間の利害関係を伏せて殆どが個人の資格で申立てしているとみられる。特許取消申立て278件のうち、個人249件(申立人の90%)、中小企業22件の順となっている。

被申立人の特許権者は、外国企業162件(被申立人の58%)、中小企業34件、大企業32件の順で、特に外国企業の特許に対する再検討が活発なことが分かる。

また、産業別に見ると、化学118件(申立ての42%)、電気45件、生活用品37件の順であった。これは、他の分野に比べて、特に化学産業分野における外国企業の特許が多いためと分析される。

共有商標権が更新しやすく！

-1人の申請で商標権更新が可能に、商標法改正-

特許庁は、政府の行政改革である「社会的価値」を反映して、数名が共同で商標権を有している共有商標権を更新し継続して使用しようとする場合、共有者のうちの1人が申請すれば商標権が更新できる「商標法一部改正案」が国会を通過して公布されたと明らかにした。

商標権は、最初の登録後10年間保護され、10年毎の存続期間更新登録申請手続き(更新登録料納付で実体審査を行うことなく権利を延長)を経て永久的に使用できる。ところが、共有商標権の場合、更新登録をするには共有者全員が申請しなければ権利の延長ができない。そのため、2名以上が共同で商標権を所有している場合、現在の権利を継続して維持するものであっても、いちいち共有者全員の同意書が必要となる等の不便があった。

また、移民や破産、所在不明などで共有者と連絡が取れなかったり、一方の共有者が悪意で更新登録を拒否した後、密かに同一商標を出願し、単独で商標を取得する被害事例が発生するなど、やっかいな問題があった。

一方、特許庁によると、特許権などとは異なり、

信用の表示である商標権の特性上、共有の商標権は共同事業などのための個人・零細事業者の共同出願が大半であり、最近3年間、共有商標権の更新登録を申請して下げ戻しとなった179件のうち、43件(23%)が共有者全員の申請がないために更新できていないことが分かった。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の商標法改正により、個人の零細事業者が10年間使用してきた商標権を、これまでより、迅速かつ簡単に延長できるようになり、商標権消滅に対する心配なく安定した事業を営むことができるようになった」と語った。



特許判例

特許法院2019. 2. 19. 宣告2018NA1220の 判決 [特許権侵害差止など]

[事件概要及び判示要旨]

特許発明の請求項を複数の構成要素で構成する場合には、その各構成要素が有機的に結合した全体としての技術思想を保護するものであって、各構成要素を独立して保護するわけではない。したがって、特許発明と対比される発明が特許発明の請求項に記載されている必須構成要素のうち一部のみ備えていて、残りの構成要素がない場合には、原則として、それに対比される発明は、特許発明の権利範囲に属さない。そのため、原則として、単一の主体が、全ての構成要素が有機的に結合した全体としての特許発明を実施しなければ、その特許発明に関する特許権を侵害したことにならず、単一の主体が必須構成要素のうち一部だけを備えて残りの構成要素を備えていない場合には、他の主体が欠如した残りの構成要素を備えている場合であっても、両主体の全ての行為が当該特許発明に対する侵害と認められない。しかし、複数の主体が単一の特許発明の一部構成要素をそれぞれ分担して実施する場合であっても、複数の主体がそれぞれ異なる主体の実施行為を認識してこれを利用する意思、すなわち、互

いに異なる主体の実施行為を利用して共同で特許発明を実施する意思を有し、全体の構成要素の全部又は一部を共に、又は互いに分けて、有機的な関係で特許発明全体の構成要素を実施する場合に該当するならば、これら複数の主体を全体で一つの主体と見て、複数の主体が実施した構成要素の全てを基準に当該特許発明を侵害したか否かを判断しなければならず、複数の主体のうちいずれかの単一の主体が他の主体の実施を支配・管理し、他の主体の実施により営業上の利益を得る場合には、他の主体の実施を支配・管理しながら営業上の利益を得るいずれかの単一の主体が、単独で特許侵害したものと見るのが妥当である。

被告Aは、上記被告の実施製品の製作を被告Bに依頼し、被告Bから上記各製品を受けとり、自身の支配下にある被告Cまたはその職員、兄弟の個人名義を利用して★★病院に直接納品し、また、シンガポールの◆◆を経由して★★病院に輸出する方法で納品したことが分かる。したがって、被告Aは、被告の実施製品の生産に関与することで、被告Cの代表者としてだけでなく、その範囲を超えて個人的な地位でも上記各製品の生産に関与したと見るのが相当である。また、被告Bは当初、医療用糸製造業者である株式会社◇◇を運営していた者であるにもかかわらず、被告Aと共に被告の実施製品を納品する目的で、自身の配偶者を代表として新たな会社(★★)を設立し、上記各製品の生産のために複数の生産業者を探してその制作を依頼し、彼らから製品を受けとって被告Cに★★名義で納品したことが分かる。したがって、被告Bは被告Aと共同の意思の下に有機的に分担して上記各製品の生産に関与したといえる。したがって、被告A、Bは、原告の第3の特許を侵害したか否かを判断するにあたって、それぞれ一つの主体と見るのが妥当である。

外観が異なっても発音が同じなら先登録された商標を保護[判決]

商標の外観は多少異なっても発音が同じなら、先登録された商標が保護されるべきだとの判決が出た。

特許法院の特許5部裁判長は、ゴルジャクトップッキという商標を登録しようとしたA氏が特許庁長を相手に起こした拒絶決定取消し訴訟(2018HE05198)で、最近、原告敗訴の判決を下した。

A氏は2016年に『ゴルジャク(겉작:傑作の意)トッポッキ*』サービス標を出願したが、特許庁は先に登録されたサービス標である『ゴルチャク(겉작)』と呼称が類似しているとして拒絶した。先登録された「ゴルチャク」は、飲食店業などを指定して商標登録されていたためだ。

*トッポッキ:トックとよばれる棒状の餅を、コチュジャンなどで甘辛く炒めたもの

これに対してA氏は2017年に特許審判院に不服審判を請求したが、特許審判院は「サービス標の要部である『ゴルジャク(傑作)』と先登録されたサービス標『ゴルチャク』は呼称が同一・類似している」として棄却した。A氏はこれを不服として訴訟を起こした。

裁判部は「A氏が出願したサービス標の模様と先登録されたサービス標の模様は、文字数とその模型などに差があり、外見は類似していない」とした。しかし、「『傑作』という用語は、実際には『ゴルチャク』と発音されるもので、これは、先登録されたサービス標と発音が同一であり、呼称が同一である」と指摘した。

それとともに、「『ゴルジャク(傑作)』は非常に優れた作品、または滑稽であったり他人の注目を集める事物や人という観念を有するのに対し、『ゴルチャク』は辞書に載っていない造語だが、『傑作』の発音と同じで、同じ概念を思い浮かばせるもの」と説明した。続いて「A氏が出願した商標と先登録された商標が呼称(発音)と観念面で同一であるため、同一・類似のサービス業で共に使われた場合、一般の需要者や取引者に誤認・混同を引き起こす恐れがある」とし、A氏の主張は理由がないと判示した。

紛争

特許の平均寿命11.1年、最近10年間で 1.4年増加

特許庁は2018年に消滅した合計35,261件の特許権を分析した結果、出願から消滅までの保有期間は平均11.1年であると明らかにした。

これは特許権の保有期間算定以来の最大値であり、最近10年間で1.4年増加(2009年比14.4%増加)した数値だ。

2018年に消滅した特許権のうち、保有期間が15年を超える長期保有特許権が19.8%を占め、11~15年27.4%、6~10年34.7%、5年以下は18.1%を占めていることが分かった。

10年前と比べると、10年以下の特許権短期保有の割合は64.2%から52.8%に減少した一方で、15年を超える長期保有の割合は8.5%から19.8%に2倍以上増えた。

2018年に消滅した特許権のうち最長は、日本の「SDS Biotech社」の『農業製造』に関する特許で、特許権存続期間の延長登録出願制度(医薬品、農業などは5年の範囲内で特許権延長可能)を使って24.6年間維持された。一方、特許多出願企業であるサムスン電子とLG電子は、それぞれ特許権を平均13.7年、12.9年間保有していたことが分かった。

権利者の類型別に保有期間を見ると、外国企業の保有期間が12.9年で最も長く、大企業12.8年、中小企業9.0年、個人は8.2年であった。

10年前と比較してみると、外国企業、中小企業、個人の保有期間が全て1年以上増え、大企業は3年以上大きく増加した。

個人、中小企業の場合、特許、商標など知的財産を活用した競争力確保の重要性が認識され、加えて、これまでの特許料減免など、知的財産権取得のための企業支援施策の影響で保有期間が増えたものとみら

れる。

大企業の場合、2013年以降、特許出願は減少傾向が続いているが、特許権の保有期間は着実に延びている。これは、大企業が量的な成長中心の特許戦略から、質的に優れた特許権を長期保有する戦略にパラダイムを転換しているものと解釈される。

一方、技術別には、2018年に消滅した特許権のうち、光学(13.9年)、高分子化学(13.4年)、基本通信(12.8年)などの基礎科学技術分野に関する特許権の保有期間は長い反面、電子商取引(8.6年)、マイクロナノ(8.4年)、ゲーム(8.2年)など、流行に敏感な新技術分野に関する特許権の保有期間は、相対的に短いことが分かった。

特許庁は「特許権の保有期間が延びたのは、特許保有による企業の技術競争力確保の戦略による結果と思われる」とし、「中小・ベンチャー企業などを対象に手数料の減免、公益弁理士相談サービスのような多様な支援施策を通じて、良質の特許が長く維持される好循環の生態系を築いていくつもりである」と明らかにした。

出願動向

機能性コンタクトレンズの特許出願増加... コスメティックレンズが39%で最多

春のファッションと共に、コスメティックレンズ市場が伸びている。最近、コンタクトレンズの着用に伴う不快感を和らげ、目の健康を守ることのできる機能性レンズへの関心が高まり、関連の特許出願も活発なことが分かった。

特許庁によると、単純な視力矯正から美容、眼疾患の治療、目の保護などの機能をプラスした機能性コンタクトレンズの最近5年間(2014年~2018年)の特許出願は203件あり、それ以前の5年間(2009年~2013年)119件に比べて70%以上増えた。同期間におけるコンタクトレンズ全体の出願が約42%増であるのと比べて、高い数値である。

調査によると、目を美しく見せるコスメティックレンズが39%（125件）、度数、焦点を変えながら視力を矯正する可変レンズが30%（97件）、病気を診断したり、薬物放出により治療する診断・治療レンズが23%（75件）、ドライアイを防ぐ湿潤レンズが18%（58件）、紫外線、ブルーライトなどを遮断する保護レンズが10%（32件）であることが分かった。

本データは、1つの特許出願に2つ以上の機能が含まれている場合、それぞれの機能ごとに1件と計算した数値である。

最も出願が多かったコスメティックレンズは、最近5年間に79件で、それ以前の5年間で46件であったのに比べて70%増えた。虹彩の色を多様な色に変えることのできるカラーレンズ、黒目を大きく見せるサークルレンズなど、外見や自己表現に関心の高い若い世代のニーズが、積極的に反映されてきたものと思われる。

また、涙に含まれるグルコース濃度を検出して血糖値を知らせる診断レンズ、眼疾患の治療薬を徐々に放出する治療レンズ、寝ている間に着用して角膜を押しながら矯正する角膜矯正レンズ、小さな穴を介して見ることで目の筋肉を運動させるピンホールレンズなど、目の健康を守るためのコンタクトレンズも持続的に出願されている。

出願人別では、外国企業が72%（232件）、国内企業が13%（43件）、個人が10%（33件）、大学及び研究機関が4%（14件）となっている。出願人のうち最も多く出願しているのは、米国のジョンソン・エンド・ジョンソンで全体の46%（149件）を占めている。

特許庁の事務機器審査課長は、「現代人は、外見だけでなく目の健康への関心が高いため、様々な機能を有するコンタクトレンズの出願が増え続けることが予想される」とし、「市場をリードしながら持続的な成長を成すためには、国内だけでなく海外をターゲットとした技術開発と特許権の確保が大切だ」と語った。

微細粉塵測定技術の特許出願、10年間で12倍に急増

微細粉塵への懸念が高まる中で、時・空間の制限なく微細粉塵を測定するために、関連の特許出願が大幅に増えている。

特許庁によると、微細粉塵測定技術に関する特許出願件数は、2009年の10件から2018年の129件まで、10年間で12倍に増えた。

微細粉塵測定技術に関する特許出願の急増は、2013年に世界保健機関（WHO）が微細粉塵を最高レベルの発がん性物質に指定し、微細粉塵予報が本格的に施行されたことによるものと見られる。

微細粉塵測定技術に関する特許出願のうち、小型化に関する出願は、2013年までは年平均4件程に過ぎなかったが、2015年からは年平均20件以上に増えた。

携帯用微細粉塵測定器の市場が拡大し、多様な製品に応用するためのモジュール化の必要性が高まったためと思われる。

微細粉塵測定方式は、光散乱方式、ベータ線吸収方式、重量濃度測定方式などに区分されるが、最近5年間の測定方式別の出願割合を見ると、光散乱方式が50%であり、ベータ線吸収方式（8%）、重量濃度方式（2%）に比べて圧倒的に多かった。

光散乱方式は、浮遊粒子に光源を照らした後、散乱光を検出して、粒子の直径と数を測定する方式である。フィルタ捕集による重量濃度及びベータ線吸収方式よりも精度は落ちるが、別途の質量測定を行ったりフィルタを交換する必要がなく、リアルタイムの測定及び小型化に有利である。

微細粉塵測定技術を他の技術分野やさまざまな製品に適用した微細粉塵測定-応用技術の特許出願も、10余年前は年間5件程であったが、昨年は76件と大きく増えた。

最近広く使用されている空気清浄機やエアコン、窓や空調設備の制御などに微細粉塵測定技術が必須となり、温室管理（ヒーターと光量制御）、衣服の保管装置（空気噴射制御）、スマートマスク（マスクの各部の動作制御）、生物学的実験装置（微細粉塵露出実験装置の制御）、スマート街路灯（情報及び光量制御）など、様々な分野に拡大して適用される。

出願人別にみると、2014年には、中小企業、個人、

学校、出資研究所が10件前後で同程度だったが、昨年は、中小企業と個人の特許出願がそれぞれ54件と37件で目立って増加（全体の70%を占める）した。

個人の出願が2017年の14件から昨年の38件まで倍ほど増えて、微細粉塵に対する一般国民の関心が高まっていることを示している。

特許庁の計測分析審査チーム長は、「政府の関連政策の推進と市場拡大により、微細粉塵測定技術の特許出願は、増加し続けることが予想される」とし、「現在まで、測定の精度向上と小型化技術の特許出願が主であったが、今後は医療、バイオ、農産加工品、家電などに特化された微細粉塵測定技術の出願が急増する見通しだ」と語った。

カカオトーク 「カトク、音商標に登録して！」

「カトク」、「カトク来た」。毎日多くのスマートフォンから響いてくるこの音は、商標権で保護されるだろうか。カカオ社では赤ちゃんの声、ピアノ、木琴、口笛などが録音されたカカオトークの着信音6種について、「音商標」としての認可を求めて特許庁に出願書類を提出した。

韓国は韓・米自由貿易協定(FTA)締結により商標法を改正し、2012年、音商標を商標権の範疇に含めた。しばらくは余り注目されなかったが、1~2年前から中堅企業や芸能人を中心として異色の出願・登録事例が増えている。

「長寿石ベッド」で広く知られている長寿産業は、チェ会長の肉声が録音された「星が五つ」「本当の長寿石ベッドは星が五つです」という音の商標を今年3月に登録させた。

保寧製薬の長寿製品「龍角散」を象徴する音も法で保護されることになった。男性声優が威厳のある声で録音した「この音ではありません」「この音でもありません」は、昨年11月に登録を終えた。

特許庁に、目に見えない音について一体どう説明すればいいのか。まず、商標法に規定された商品分類に基づいて分野を指定し、それぞれ登録しなければ

ならず、音に対する詳細な描写とともに、オーディオファイルを添付しなければならない。

例えば、カカオ社は「カトク」の着信音を出願し、△子供の声△第一音節「カ」より第二音節「トク」をさらに低く発音△スタッカート形式で切り、それをつなげて発音する、などを特徴として記載した。「カトク、mp3」という添付ファイルも共に提出した。

カカオトークの着信音が、音商標の審査をパスできるかどうか、今後を見守らねばならない。大衆が耳慣れた音でも、登録に失敗したケースがかなり多いためだ。

現代自動車とパリバケット（大手ベーカリーチェーン店）は、広告の最後に挿入するジングル（短いロゴソング）を登録しようとしたが、特許庁の審査で「識別力不足」を理由に拒絶された。ロッテマート（大型スーパー）は、売場に流れる「幸福ドリーム」というロゴソングを出願したが、やはり受け入れられなかった。これらの業者は、該当音を世間に浸透させるために莫大な広告費を費やした点などを強調したが、特許庁は「その音を聞いただけで、特定商品が思い浮かぶレベルと見るのは困難」と判断した。

最新技術

化学研の研究陣、グラフェン商用化を 早める製造工程技術を開発

国内の研究陣が、グラフェンの商用化を早める製造工程技術の開発に成功した。ロウソクの主成分であるパラフィンを利用し、グラフェンの転写過程で生ずるシワや不純物をなくす新技術を開発した。

韓国化学研究院は、炭素産業先導研究団のホン・ジンヨン博士がMIT(マサチューセッツ工科大学)の研究チームとの共同で、グラフェンを所望の基板に移す過程で生じるシワや気泡、不純物を無くすことができる技術を開発したと発表した。グラフェンは、優れた物理・化学的特性により、透明フレキシブルディスプレイや太陽電池、燃料電池などに活用され得る

「夢の新素材」と呼ばれている。これまで、大量生産と高品質化のための後続研究が行なわれてきたが、商用化までの壁を越えることはできなかった。

今回開発されたグラフェン転写技術の核心はパラフィンである。研究陣は、ロウソクの主成分であるパラフィンを「金属触媒-グラフェン-高分子フィルム」層で高分子フィルムの代わりに使用し、グラフェンの品質低下の問題を解決した。研究陣は、「パラフィンが温度変化によって固体と液体に可逆的に変化する現象をグラフェンの転写に利用した」と説明した。まず、「グラフェン-パラフィン」からなる層のパラフィンに熱を加えた。すると、パラフィンが液体状態に変化して熱膨張が起き、グラフェンのシワが伸びた。次に、液体状態のパラフィンを冷たく冷まして再び固体に変化した「グラフェン-パラフィン」層を基板に移した後、溶媒を用いてグラフェンの表面からパラフィンを完全に除去した。パラフィンとグラフェンの反応性が低く、グラフェンの表面には残余物が残らなかった。

実際、原子力間顕微鏡で高分子フィルムとパラフィンをを用いて転写したグラフェンの表面を比較してみると、高分子フィルムで転写したグラフェンには、木の葉の葉脈のように見えるシワと粒子形態の残余物があったが、パラフィンで転写したグラフェンは、シワや残余物がなくきれいだった。従来的高分子を利用して転写されたグラフェンと比較して抵抗均一度は5.6倍、電子移動度は4.5倍も増加するなど、

電気的特性が大きく向上した。これにより、グラフェン商用化の足かせとなっていた電子素材の安定性の問題も解決できるものと期待される。

ホン博士は、「これまで、グラフェンの商用化を妨いできた転写課程での構造的安定性とグラフェン固有の特性維持の問題を同時に解決した」とし、「様々なグラフェン応用製品を商用化する上で重要な転換点になるだろう」と述べた。今回の研究結果は、ネイチャーの姉妹紙である「ネイチャー・コミュニケーションズ」に掲載されている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr